

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談
可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、衝撃や打撲を受けたりすることで生じ、この突然の動きにより脳しんとうを受傷し、重篤な症状を引き起こす場合や発症時期が数時間あるいは数か月間後になる症例もある。

記憶障害、めまい、頭痛など多岐に渡り、高次脳機能障害、意識障害、多発性神経まひ、尿失禁などが発症した場合、緩和するまで数か月かかることもある。

文部科学省等において報告や提言が発表されてはいるものの、教育現場や家庭では、認識と理解が進んでおらず、就学や再就職に支障を来たすことがあるのが現状である。

そこで、国においては、このような現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 教育機関での周知徹底と対策

教師、保健師及びスポーツコーチ等にマニュアル携帯を義務付けるとともに、事故等が発生した場合は、家族への報告や経過観察を促すこと。

2 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうが疑われる場合には、脳神経外科の診断を受けるとともに、神経学的検査の受診も義務付け、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより教育機関への啓発、周知を図り予防に努め、事案が発生した場合は、保護者へ連絡するとともに迅速に事故調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月15日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部
科学大臣